

荒浜小学校インターネット利用ガイドライン

第1条（目的）

このガイドラインは、荒浜小学校のコンピュータネットワークを利用した教育活動をより効果的に行うために、インターネットとコンピュータの活用のあり方を示す。そして児童と関係者の人権を尊重しながら、安全でより効果的に児童の情報活用能力を育成すること及び教職員の授業改善と事務処理の効率化を図ることを目的とする。

第2条（インターネット利用の基本）

荒浜小学校においてインターネットを利用するにあたっては、柏崎市及び柏崎市教育委員会の定めるセキュリティポリシーを遵守し、児童及び関係者の個人情報の保護に努めるとともに、児童の情報活用能力の育成を図り、情報教育・国際理解教育・総合的な学習の推進等、より充実した教育課題に努めなければならない。

第3条（管理責任者）

インターネットに関する管理責任者は、柏崎市立荒浜小学校長とする。

第4条（個人情報の保護）

（1）発信する際の条件

インターネットで個人情報を発信する場合は、個人の権利利益を侵害するおそれ無く、教育目的を達成するために必要であると考えられる場合、本人及び保護者の同意を得て、発信することができる。

（2）取り扱う情報の範囲

上記の条件を満たした場合、以下の個人情報を扱うことができる。

- ア 氏名は原則的に使わない。ただし、児童の作品等に付する場合など教育上必要がある場合に限り、その児童と保護者の両者の承認を得て掲載することもある。
- イ 活動の様子を写真画像で紹介する場合は、児童の後ろ姿、もしくは斜め後ろ姿のものを使い、拡大しても個人が特定できないものとする。
- ウ 国籍、思想・信条に関する情報及び住所、電話番号、生年月日等の個人情報は一切発信しないものとする。
- エ 児童の身体の状態については発信しない。
- オ 児童の趣味・特技等

（3）著作物の利用許諾の例

児童の作品

児童の作品（作文、絵画等）は、作品を制作した児童と保護者の了解を得なければ掲載しないことにする。

スキャナ等でデジタル化した情報

公開された著作物（図鑑、写真、文書等）には著作権が存在する。スキャナ等でデジタル化して利用する際は著作権法を遵守しなければならない。

第5条（リンク及び著作権の保護）

学校のホームページの他のページへリンクすることは、教育目的に則る場合に限り、原則として自由である。なお、ホームページの著作権は当該校にある。

また、インターネットを利用する場合、著作権法等の関連法令を遵守するものとし、個人情報の保護と管理及びセキュリティの確保に努める。

第6条（インターネットの利用資格）

本校のコンピュータネットワークを利用できるのは、本校に在籍する児童・教職員、及び本校の卒業生・保護者等、管理責任者が利用を認めた者とする。

児童のコンピュータネットワークの利用については、原則、教師の管理・監督の下で行うものとする。

第7条（インターネットの主な利用形態）

（1）情報の発信及び受信

学校紹介や特別活動、各教科の学習活動のまとめ等を発信すると共に、意見を受信する。

（2）情報の検索及び収集

学習に関する情報を検索・収集したり、質問を送り回答を得たりする。

（3）教材の作成

学習に活用する画像や文書等のデータを収集・加工して、教材作成に利用する。

（4）その他

電子メールを利用した国内や国外と交流、その他学校教育に役立つ利用を行う。

第8条（教師による指導の徹底）

- ・インターネットを利用する場合は、その目的を明確にして利用する。
- ・「他人を誹謗中傷しない」「著作権及び知的所有権に配慮する」等ネットワーク利用における基本的モラルを徹底するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。
- ・児童がWebページ作成に関わったり、電子メールを送信したりする等データを発信したりする際は管理責任者及び教師の確認を経てから外部に発信する。
- ・差出人や意味不明のメールが届いたときは、勝手に開封せず教師に知らせる。
- ・インターネット上の教育上有害・不適切な情報への指導・管理を徹底する。

第9条（公開する情報のチェック）

- ・ホームページなどを通じてインターネット上に情報を公開する際には、公開に先立ち、その内容について情報制作者とは異なる担当者の確認を経て、学校長の責任のもとで発信する。
- ・ホームページの掲載内容については、柏崎市教育委員会から適宜指導を受ける。

- ・ホームページに掲載された内容について申し入れがあった場合は、ホームページの公開を一時中断し、管理責任者と柏崎市教育委員会によって内容を検討・修正する。

第10条（ネットワーク管理）

- ・ネットワーク上でトラブルが発生した場合、柏崎市及び柏崎市教育委員会の定めるセキュリティポリシーに従って速やかに対処する。
- ・本ガイドラインを逸脱した情報が発信されている場合、速やかに発信を停止し、その内容を関係者と検討する。
- ・ネットワークの運営状況に関わって、PTAなどの外部機関からの監査を定期的に受け運用の健全性の維持に努めるものとする。

第11条（荒小ホームページの管理、更新）

- ・荒小ホームページは、管理責任者（本校の校長）のもと、必要に応じて各担当者が管理・更新する。
- ・更新する際は、管理責任者の許可を得る。

第12条（ガイドラインの改定）

本ガイドラインはよりよいネットワーク環境を目指し、学校教育におけるインターネット利用の進展と共に、規定した事項の見直しの必要が生じた場合は全教職員で検討し、随時改定するものとする。

第13条（その他）

本ガイドラインに定めるもののほか、学校におけるインターネット利用に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則 本ガイドラインは、2003年12月8日から施行する。